

議案第62号
宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 低未利用地等の活用促進のための譲渡所得に対する特別控除の創設

1 制度の目的

全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地譲渡を促進するため、個人が保有する低額の低未利用土地を譲渡した場合の譲渡所得を控除することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生の予防を図る。

2 制度の概要

① 土地とその上物の取引額の合計が500万円以下

② 都市計画区域内の低未利用土地等

の要件を満たす取引について、売主の長期譲渡所得を100万円控除。

3 施行予定日

令和3年1月1日

※令和3年度分以後の国民健康保険税について適用